

政治的中立の保持について【関連条文抜粋】

中小企業等協同組合法（抄）

（基準及び原則）

第五条 組合は、この法律に別段の定めがある場合のほか、次の各号に掲げる要件を備えなければならない。

- 一 組合員又は会員（以下「組合員」と総称する。）の相互扶助を目的とすること。
- 二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。
- 四 組合の剰余金の配当は、主として組合事業の利用分量に応じてするものとし、出資額に応じて配当をするときは、その限度が定められていること。

2 組合は、その行う事業によつてその組合員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。

3 組合は、特定の政党のために利用してはならない。

中小企業団体の組織に関する法律（抄）

第七条 組合は、この法律に別段の定めのある場合のほか、次の要件を備えなければならない。

- 一 営利を目的としないこと。
- 二 組合員又は会員（以下「組合員」と総称する。）が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 組合員の議決権及び選挙権は、平等であること。

2 組合は、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。

3 組合は、特定の政党のために利用してはならない。

商店街振興組合法（抄）

第四条 組合は、この法律に別段の定めのある場合のほか、次の要件を備えなければならない。

- 一 組合員又は会員の相互扶助を目的とすること。
- 二 組合員又は会員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 組合員又は会員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。

四 組合の剰余金の配当は、主として組合事業の利用分量に応じてするものとし、出資額に応じて配当をするときは、その限度が定められていること。

2 組合は、その行なう事業によつてその組合員又は会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の組合員又は会員の利益のみを目的としてその事業を行なつてはならない。

3 組合は、特定の政党のために利用してはならない。